

令和 6 年 7 月 24 日

市政記者クラブ 様

健康福祉局障害福祉部障害企画課
担当：新美・岡
電話 052-972-2632
〔愛知県後期高齢者医療広域連合〕
と同時発表

特定医療費受給者証における誤情報の記載について

標記の件について、下記のとおりご報告いたします。

1 概要

(1) 経緯

- ・ 特定医療費（指定難病）助成制度の新規及び変更申請等の決定事務を行うにあたり、受給者証に「適用区分（医療保険の高額療養費の負担上限額を表す記号）」を記載する必要があるため、令和 6 年 6 月 3 日（月）、申請者 81 名について、名古屋市（以下「市」という。）から愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対して、当該情報を照会。
- ・ 同 6 月 14 日（金）、広域連合から市に対して、申請者 81 名の当該情報について回答があり、市は、これに基づき「適用区分」を記載した受給者証を作成し、同 6 月 27 日（木）以降、順次、受給者に対してこれを発送。
- ・ 同 7 月 18 日（木）、広域連合から市に対して、「申請者 81 名の「適用区分」のうち、57 名が誤りであった」との連絡あり。

(2) 現状

- ・ 令和 6 年 7 月 24 日（水）現在、「適用区分」が誤っている申請者 57 名のうち、50 名は既に受給者証を交付しており、7 名は未交付。

2 想定される影響

「上記 1(2)」の 50 名の受給者（一部に限る。）が、医療機関の受診又は薬局の利用等を行った場合、医療費の窓口負担額の過少徴収が生じる可能性がある。

3 対応

- (1) 令和6年7月19日（金）から同7月23日（火）にかけて、「上記1(2)」の50名の受給者について、電話にて謝罪するとともに、医療機関受診時における窓口負担額等の状況を確認。
 - ・同7月23日（火）現在、48名に連絡が取れ、窓口負担額に影響がないことを確認。
 - ・連絡が取れていない2名については、引き続き電話連絡等の対応を継続。
- (2) 令和6年7月22日（月）、正しい「適用区分」を記載した受給者証を送付するとともに、誤った「適用区分」を記載した受給者証を返信用封筒にて回収させていただくための依頼文書を発送。

4 原因

広域連合から市に対して提供された「適用区分」の情報が誤っていたことによる。

5 再発防止策

市から広域連合に対して、適正な事務処理を行うよう要請。

6 その他（参考）

- (1) 特定医療費（指定難病）助成制度について
国が定める指定難病に罹患しており、長期にわたり療養を必要とし、一定の要件を満たした方に対して、その治療に関する医療費を助成する制度。
- (2) 「適用区分」について
医療保険において医療費が1か月の自己負担上限額を超えた場合、その超えた額を支給する高額療養費制度があり、その負担上限額は年齢、所得、市民税課税の有無に応じて設定される。
指定難病の患者が医療機関を受診した際に、医療機関が保険者に対して正しい医療費を請求するため、国が、特定医療費の受給者証に「適用区分」を記載するよう定めている。

安定した高齢者医療制度を目指して
愛知県後期高齢者医療広域連合

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢医療制度を運営するために県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

令和6年7月24日（水）
 愛知県後期高齢者医療広域連合
 給付課長 山本
 給付課第二グループ 岩田
 電 話 052-955-1205
 FAX 052-955-1298
 名古屋市東区泉一丁目6番5号
 国保会館内3階

（名古屋市と同時発表）

特定医療費受給者証の表記に関する誤りについて

日ごろは後期高齢者医療制度にご理解およびご協力をいただき誠にありがとうございます。標記の件につきまして、名古屋市からの特定医療費助成に関する照会に対して、愛知県後期高齢者医療広域連合が、誤った医療保険の所得区分の情報を提供したため、下記の通り公表いたします。

この度は、当広域連合の処理誤りによりご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。
 大変申し訳ございませんでした。

記

1 経緯

令和6年6月3日	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課より特定医療費（指定難病）対象者の医療保険所得区分に関する照会文書を受理しました。
令和6年6月12日	対象者について、医療保険所得区分を記載したリストを作成。 この際に作成したデータに誤りがありました。
令和6年6月14日	誤った回答文書を名古屋市に送付しました。
令和6年7月18日	医療機関からの受電により、後期高齢者医療の所得区分に基づく特定医療費助成の適用区分に誤りがあることが判明しました。 同日、名古屋市あてに正しい情報を送付しました。

2 原因

回答文書に当たるリストの作成時、エクセルでデータを加工した際に、最終的なシートを作成する段階で、医療保険の所得区分情報の転記を漏らしたことにあります。

また、文書送付前の段階で添付資料や情報端末での確認が不十分であったことにより、回答文書の誤りを発見できませんでした。

3 再発防止策

資料作成に当たりましては、二重三重のチェック体制の徹底、業務に関するマニュアル化の徹底、業務の見直し及び職員に対する研修を行い、再発防止を徹底いたします。

4 その他

名古屋市を除く愛知県内の対象者の方に関する回答誤りはありません。